次世代医療 ICT 京都フォーラム 会則

第1条 (名称)

本フォーラムは、「次世代医療 ICT 京都フォーラム」(以下、「本フォーラム」という。)と称する。

第2条 (目的)

健康・医療データの利活用による新事業創出に向けて、同分野の大学・研究機関が集積する 京都市の強みを活かし、先駆的研究に関する情報提供等により新事業展開の機会を提供すると ともに、大学・医療機関等と企業が参画するワーキンググループの開催により、参加者同士の マッチングによる産学連携プロジェクトの創出を目的とする。

第3条 (座長、事務局及び運営推進会議)

本フォーラムの座長は、京都市ライフイノベーション創出支援センター長が務める。

- 2 本フォーラム内に事務局を置き、公益財団法人京都高度技術研究所が事務局を担当する。
- 3 本フォーラム内に運営推進会議を設置する。運営推進会議は、本フォーラムの運営方針や、 組織の設置及び再編廃止など、本フォーラムの運営に関する事項を審議する。
- 4 運営推進会議は、以下のメンバーにて構成する。
- (1)議長 1名
- (2)副議長 1名
- (3) ワーキンググループ主査 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局員 若干名
- 5 議長は本フォーラムの座長が務める。
- 6 副議長は議長が選任する。
- 7 副議長は、議長から要請があるときは、議長を代行するものとする。

第4条 (入会)

本フォーラムへの入会希望者は、所定の様式による入会申請書(様式1)とフォーラム入会の誓約及び同意書(様式2)を事務局に提出し、運営推進会議の承認を得るものとする。

第5条(会員)

会員は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業及び中小企業に属する個人
- (2) 大学等研究機関及び大学等研究機関に属する個人
- (3) その他、本フォーラムの趣旨に賛同する法人及び個人であって本フォーラムの運営に必要と認められる者

第6条 (参加費)

本フォーラムの参加費は無料とする。ただし、実費相当額の負担を求める場合は、この限りではない。

第7条 (退会)

本フォーラムの会員は、退会届(任意様式)を事務局に提出し任意に退会することができる。 2 会員の属する法人が解散したときは、当該会員は、この会を退会したものとみなす。

第8条 (除名)

前条の申請がない場合でも、以下のいずれかに該当する会員については、運営推進会議は、 当該会員を除名又は資格停止とすることができる。

- (1) この会則、ワーキンググループ参加規約、誓約及び同意書記載の事項に違反したとき
- (2) 正当な理由無く、本フォーラムの評判、名誉、信用その他の利益を毀損したとき
- (3) その他本フォーラムに損害、不利益を与える行為を行ったとき

第9条 (フォーラム)

本フォーラムは、会員を参加対象者とする全体会議を開催する。

2 本フォーラムは、座長が運営を統括する。

第10条 (ワーキンググループについて)

本フォーラムに、健康・医療データの利活用に係る新事業創出に向けて、医療、健康、介護に、創薬を加えた先導的課題等の分野別に、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

- 2 WG の設置及び統廃合は、運営推進会議で決定する。
- 3 WGの運営は、座長が選任するWG主査が担う。
- 4 本フォーラム会員は複数のワーキンググループ会員(以下「WG 会員」という。)になることができる。ただし、入会を申請する者は、別途定める入会申請書を提出し、運営推進会議の承認を得る必要がある。
- 5 WG 会員は、別途定めるワーキンググループ参加規約に従う。
- 6 その他、WG の運営等については必要な事項は運営推進会議で決定する。

第11条 (フォーラムセミナー)

本フォーラムは、会員を参加対象者とし、各 WG の共通の専門領域に関する先進的な事例、 技術および関連法制度等を紹介するセミナーとして、フォーラムセミナーを随時開催すること ができる。

第12条 (遵守事項)

会員は、次の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 本フォーラムの正常な運営を妨げないこと
- (2) 本フォーラムの全体会議、フォーラムセミナーおよび WG 等で配布された資料を、本フォーラムに無断で当該活動以外の目的で使用しないものとする。
- (3) その他、本会の運営に支障をきたす行為を行わないこと

第13条(協力事項)

会員は、本フォーラムの維持、発展及び円滑な運営に協力するものとする。

第14条(存続期間)

本フォーラムの存続期間は2021年3月末日までとする。ただし、期間短縮又は延長することがある。

第15条(雑則)

この会則に定めるもののほか、本フォーラムについて必要な事項は、運営推進会議で別に定める。

(附則)

(実施期日)

本会則は、2018年10月22日から実施する。

(附則)

(修正及び追加)

本会則第4条及び第10条4項を修正し、第14条を追加する。

(実施期日)

本会則は、2018年11月16日から実施する。

(附則)

本会則は、2019年5月21日から実施する。